

象牙及び象牙製品の販売事業者様

ワシントン条約によって国際取引が規制されている象牙製品等の販売時の対応について
(要請)

平成 30 年 3 月
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
野生動植物貿易審査室

象牙及び象牙製品は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下、「ワシントン条約」という。）の附属書 I 掲載種であり、商業目的での輸出入が原則として禁止されています。例外として条約適用前に取得した象牙及び象牙製品は輸出入を行うことは可能ですが、下記のとおり条約適用前に取得したことを証明する書類等が必要であるととも、事前に輸出入国における許可書発行が必要となります。

しかしながら、象牙及び象牙製品を適切な手続きを取らずに日本から持ち出そうとして国内で摘発される事案や、日本から持ち出して海外で摘発される事案が発生しています。

当省としましては、ワシントン条約上の義務を着実に履行する観点から、象牙及び象牙製品の違法輸出を防ぐため、象牙及び象牙製品の販売にあたっては、以下のご対応をお願いいたします。

1. 条約適用前^{*}に取得したことを証明する書類等がない象牙及び象牙製品については、海外への持ち出しができないことを顧客に伝えてください。特に、訪日観光客はこのような書類等がない象牙及び象牙製品であっても海外に持ち出す可能性が高く、この場合、顧客が外国為替及び外国貿易法及び関税法違反となり罰せられることとなりますので、当該製品の販売を自粛するなど、十分に注意してください。

※アジアゾウは 1975 年 6 月 30 日以前、アフリカゾウは 1976 年 2 月 25 日以前に取得したものが条約適用前となります。

2. 条約適用前に取得したことを証明する書類がある象牙及び象牙製品については、事前に経済産業省に輸出承認申請を行った上で、承認書が交付された後に海外の持ち出しが可能になること、当該手続きを経ずに持ち出すことは外国為替及び外国貿易法及び関税法違反となり罰せられることを顧客に伝えてください。

(本件についての問い合わせ先)
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
野生動植物貿易審査室
03-3501-1723 (直通)